

東京都 最低賃金が 改定されました！

平成25年10月19日から

869円 / 1時間

※19円引き上げ(改正前850円)

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。(学生アルバイトも適用されます)

※ただし、都道府県労働局長の許可を受けたもので、身体障害などの一定の条件に該当する場合には最低賃金の適用除外者となります。

[特定(産業別)最低賃金] 平成24年12月31日改定(一部改正審議中)

産業	最低賃金額
鉄鋼業	859円(※)
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	850円(※)
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	850円(※)
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	850円(※)
出版業	857円(※)
各種商品小売業	850円(※)

※部分の業種について平成25年10月19日以降、改定されるまでの間は、東京都最低賃金の869円が適用されることとなります。

※平成25年9月19日現在の情報です。法改正等により変更される場合がございますのでご了承下さい。